

《関係法令》法第 27 条の 2、一般則第 64、66、67 条、液石則 62、64、65 条

1 説明

第一種製造者（冷凍事業所を除く）や第二種製造者*（冷凍事業所を除く）は、製造のための施設の区分ごと（一般則：一般則第 66 条第 1 項に掲げる製造施設、液石則：液化石油ガスの製造施設）に保安係員を選任しなければなりません。

*選任の必要がある第二種製造者

可燃性ガスの液化ガス又は液化石油ガスを加圧するためのポンプを設置する第二種製造者であって処理能力が 30 m³以上 100 m³未満の処理設備を設置する者

2 選任要件

(1) 選任要件

・保安係員の選任要件

	製造保安責任者免状の交付を受けている者	実務経験の内容
一般則	甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けている者	一種以上の高圧ガスについてその種類ごとの製造に関する一年以上の経験
		圧縮機若しくは液化ガスを加圧するためのポンプを使用している高圧ガスの製造に関する一年以上の経験
		高圧ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、高圧ガスの製造に関する一年以上の経験を有する者と同等以上の経験
液石則	甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けている者	液化石油ガス又は可燃性ガスの製造に関する一年以上の経験
		高圧ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、液化石油ガスの製造に関する一年以上の経験を有する者と同等以上である経験

(2) 選任不要

- ・保安監督者を選任する場合等（一般則第 64 条第 2 項、液石則第 62 条第 2 項）

保安統括者の選任不要と同じであり、保安統括者が不要であれば、保安係員の選任も不要。

* 保安監督者の選任要件は、その他の様式「保安監督者届書」の「手続きに関する解説」を参照してください。

3 届出時期

その年の前年の 8 月 1 日からその年の 7 月 31 日までの選解任状況について、8 月 1 日以降、遅滞なく提出してください。

4 様式及び添付書類

様式 一般則・・・様式第 3 3 の 2、液石則・・・様式第 3 2 の 2

○ 添付書類例

- ・保安係員等の選任若しくは解任の状況
- ・製造保安責任者免状の写し（解任の場合は添付不要）

5 手数料

なし。

6 代理者

保安係員が、旅行、疾病その他の事故等により実際に現場において職務を行うことができない場合を考慮して、あらかじめ代理者を選任する必要があります。

なお、保安係員の代理者の選任・解任については、届出不要です。

7 記入例

「別紙 記入例」のとおり。